高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和４３年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県社会貢献活動拠点センター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、高知県社会貢献活動推進支援条例平成11年3月26日条例第４号に基づき、社会貢献活動団体、県民等の社会貢献活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置する高知県社会貢献活動拠点センターの運営に要する経費に対して補助する。

（補助率及び補助額）

第３条　前条に規定する補助対象事業の補助率及び補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付の申請手続）

第４条　規則第３条第１項の補助金等交付申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

(1)　補助事業に要する経費の各区分間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の２０パーセント以内の変更を除く。）又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合は、事前に別記第２号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

(2)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(3)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後５年間保管しておかなければならないこと。

（概算交付）

第６条　補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

２　前項の規定に基づき、補助金の概算請求をしようとするときは、別記第３号様式による概算請求書によらなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１１条第１項の補助事業等実績報告書は、別記第４号様式により、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の４月１５日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第８条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合その他知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（１）　機械及び重要な器具等で知事が認めるもの

（２）　前号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため知事が特に必要があると認める財産

２　知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、

貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（グリーン購入）

第９条　補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第１０条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号。以下「条例」という。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

１　この要綱は、平成１１年６月２４日から施行する。

２　この要綱は、平成２６年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第５条第３号及び第１０条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附則

１　この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

別　表　（第３条関係）

補　　助　　対　　象　　事　　業	補 助 限 度 額
高知県社会貢献活動拠点センター運営事業	予算の範囲内において知事が必要があると認める額

補助対象経費	人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金